

(政務活動費用)

(様式1)

出張報告書

平成30年 2月 1日

釧路市議会議長 渡辺 慶藏 様

会派名 日本共産党議員団

代表者名 松永 俊雄



次のとおり、政務活動費による出張を終えましたので報告します。

受命者	梅津 則行
出張先	静岡市
期間	平成 30年 1月 28日 ~ 平成 30年 1月 31日 (4日間)
用務	第43回市町村議会議員研修会in静岡
調査(研修) 結果等の概要	別紙
備考	

- 注) 1 資料等がある場合、添付すること。資料は、事務局経由で会派へ返却するので、本出張報告書(原本)とともに会派で保管すること。
2 調査結果等の概要は、別紙による記載も認める。

第43回市町村議会議員研修会の報告

1月29日（月）・30日（火）、静岡市で開催された上記の研修会に参加したので、その内容を報告します。

「2018年度予算の焦点と自治体政策のポイント」

講師：森裕之氏（立命館大学政策科学部教授）

参加者の多くが「一期目議員」だったことから自治体財政の仕組みを中心に説明された。

最初に「自治体の歳入を家計で理解する」（資料①の2枚）として全体像を確認した上で、地方交付税と臨時財政対策債の仕組みに入った。次に、地方交付税の算定について図を用いて説明（資料②の1）し、交付税措置の仕組みを解説した。交付税措置があるので有利な起債ができるというが、以前は大型の公共事業によって地方債の増加に拍車をかけたことに注意すべきです。（資料②の2）合併特例債は後年度の交付税措置70%として市町村合併を進めた。そして、現在は公共施設等適正管理推進事業として交付税措置50%を利用することが適切なのかは、議員それぞれが議会において判断することが強調された。

「政府は地方財政全体に対する締め付けを行っている。その一方『地方における一般財源総額については対前年度並みを確保している』と言うが、自治体の民生費などの経常経費が毎年急増している状況においては、地方財政の措置額は実質的には削減されていることを意味する」という、講師の指摘は極めて重要です。本来であれば地方交付税は「住民の福祉の増進」にあてるために大幅アップが必要です。しかし、地方交付税を「抑制」し、不足分は自治体が臨時財政対策債を発行して賄う状態が続いている。その結果、全国の地方自治体における地方債現在高の構成において、臨時財政対策債が占める割合が、平成17年度11.2%から平成27年度は34.8%と急増している。更に、自治体が臨時財政対策債を発行した「借金」は、国は本当に返してくれるのか？そうではないことを資料②の3を使って説明した。

2018年度地方財政の重点施策については、資料③の1と2を参照。公共施設等の適正管理の推進に4,800億円、「まち・ひと・しごと創生事業費」は、引き続き1兆円を確保していることから、その内容が自治体でどう表れているか確認し、判断が必要です。

今後の自治体政策の基本的視点として「明石市の創造的財政運営」と飯田市における「大きな自治」が参考になった。兵庫県において明石市が人口と出生数が増えている（資料④の1と2）。一番のポイントは別紙④の3の資料が示している。飯田市では、地域住民自らが、地域の将来像を共有し、その実現に向けた構想・計画を策定している。公立保育園として維持が困難になった際に、存続のために地区が社会福祉法人を立ち上げて保育園を存続させ、園児が増えている。このように多様な主体の協働による取り組みを通じて、基本構想の実現を目指すと言います。

「2018年度の介護保険制度・医療保険制度改革と自治体の課題」

講師：服部万里子氏（日本ケアマネジメント学会副理事長）

「昨年の介護保険改正は社会保障制度の見直しに通じる」として、その内容を8点にわたり説明され、介護保険制度創設からの経過も含めて理解できた。そして、「診療報酬改定の動向」「介護報酬改定の動向」などに触れた。それらを含めて、全体の一番のポイントは「地域包括ケアと在宅医療・他職種連携」と理解したので、その内容を中心に報告します。

（私の）結論は「地域包括ケアでは、退院調整が加速し、医療・介護ニースの利用者が急増する。しかし、地域に受け皿は少なく、安全が守られるのか。そして、受け入れ先の事業所は定額報酬サービスに移行することが促進される」という事。

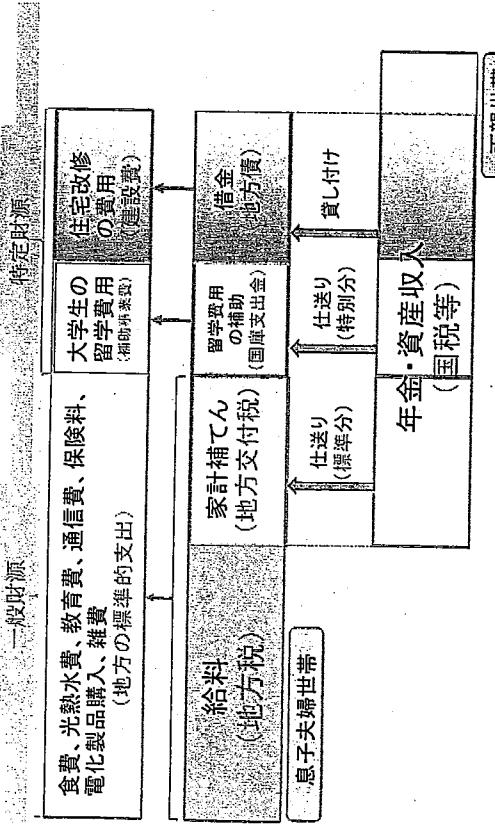
地域において、医療から介護の流れをつくっていくために、急性期・慢性期を含めて、すべての病棟で「在宅復帰率」が示された。そして、退院を加速させて、在宅で医療・看護の体制をとって、その連携は市がつくることに。実際は、地域包括支援センターの役割が増えています。そして、今年4月から居宅介護支援事業所の「指定・指導監査・指定取り消し・改善命令」は、北海道から市に移ることから、例えば、公的地域包括支援センターの設置や担当課において医療・介護の専門家の配置なども課題になるのではないか。介護現場の実態を把握している職員の配置も重要と思った。

「地域包括ケア」により退院が加速されるが、いまの退院先はどうなっているか？政府は「サービス付き高齢者住宅」「有料老人ホーム」などを受け入れ先としている。サービス付き高齢者住宅の入居者は、要介護1から5の方が71%、要介護3から5でも31%を占めている。私は、政府は「特養の増設などやる気なし」だと考える。また、地域、在宅での受け入れ体制は「介護福祉士の医療行為の法制化」「看護の特定行為」を決めて用意されている。安全性は大丈夫なのか？ヘルパーも介護福祉士の過重労働につながる？

しかし、在宅において医療・介護は可能なのか？いまの実態について3点、強調された。
①介護保険制度スタート時と今。三世代同居32.5%→14.9%。独居15.7%→28.9%。
②介護保険受給者の75%は80歳以上。
③利用者の74%が施設ではなく在宅サービスを利用している

介護人材不足についても触れた。「ヘルパー2級267万人の86.5%は介護の仕事についていない」「145万人の介護福祉士のうち、介護現場には55万人」「介護職の低賃金問題」。これらに対して、在宅をさせる体制をどうとるか。一つは、介護職が生活できる介護報酬が必要なこと。そのことで「独居でも在宅で暮らせる」「認知症でも在宅で暮らせる」「普通のお金でも自宅で暮らせる」道が可能になってくる。二つ目に「地域・自治体・他職種連携してヘルパーを育成すること」。例えば初任者研修を地域連携で実施する。介護職の医療行為研修を受講する。これらを地域で医師会・看護協会・自治体が連携して対応することです。参考になると思います。

自治体の歳入(家計による理解)



交付税措置の仕組み

□ 地方公共事業や合併のための財源として、地方債の増加と、その後年度の元利償還費を基準財政需要額に加算。
まちづくり特別対策事業(地域産業・観光センター、文化会館等)

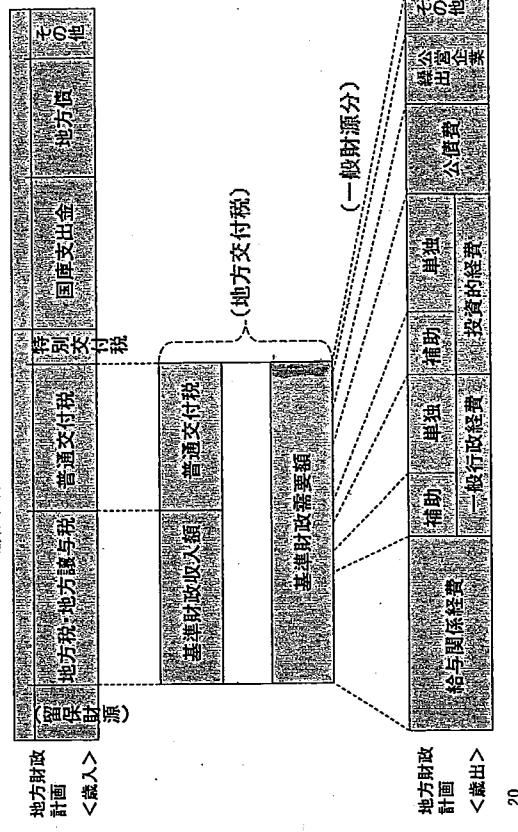
一般財源	地方債(後年度の交付税指当30~55%)	25%
------	----------------------	-----

合併特例債事業	地方債(後年度の交付税指当30~55%)	25%
---------	----------------------	-----

公共施設等適正管理推進事業(集約化・複合化事業)	地方債(後年度の交付税指当50%)	15%
--------------------------	-------------------	-----

地方交付税の算定の図示

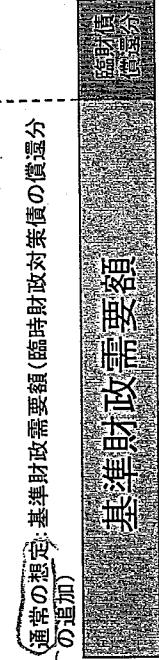
一般財源



国は臨時財政対策債を返してくれるのか(モデルによる説明)

基準財政需要額(臨時財政対策債の償還分なし)

基準財政需要額



※社会保障費等の増加についても同様のことが発生する。

(2)→

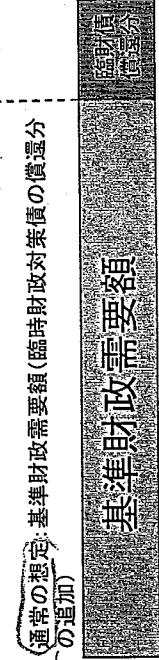
(2)-3

(2)-2

国は臨時財政対策債を返してくれるのか(モデルによる説明)

基準財政需要額(臨時財政対策債の償還分なし)

基準財政需要額



※社会保障費等の増加についても同様のことが発生する。

2018年度地方財政の重点施策 (③)-1

□ 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等適正管理推進事業費 4,800 億円 (2017年度:3,500億円)。このほか、公共施設等適正管理推進事業の進捗に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持修理工事に要する経費を250 億円増額)

□ まち・ひと・しごと創生事業費の確保

2015年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、2018年度においても引き続き「兆円」を確保

□ 賽出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保

・歳出特別枠(2017年度:1,950 億円)の廃止

・公共施設等適正管理推進事業費の増 1,300 億円

・公共施設等の維持修理工事に要する経費の増 250 億円

・社会保障関係の地方単独事業費の増 400 億円

| 公共施設等の適正管理の推進」のための地方財政措置の拡充 (③)-2

□ 対象事業に対する交付税割合率

	対象事業	交付税割合率
① 集約化・複合化事業	・既存施設の減少を伴う集約化・複合化事業	90%
② 低価値化事業（既存）	・公共用施設	50%
③ 既存施設改修（新規）	・施設の耐用年数を法定耐用年数を超えて延命させる事業 ・社会基盤施設	30%
④ 施設改修（既存）	・既存改修行為に基づき実施される申請 （道路、農業水利施設、河川管理施設、防災開発施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、港港施設） 「対象改修」	90% ↓ 既設改修
⑤ 施設改修（新規）	・既設改修への転用事業	90%
⑥ 土地整理正化事業	・コンバクト化の形態に向けた事業	—
⑦ ユニバーサルデザイン化事業【新規】	・バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業	—
⑧ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業	・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業	—
⑨ 市町村役場機能強化保全事業	・昭和56年の新財團法導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等	90% ↓ 75%の30%
⑩ 除却事業	—	90%

明石市の人口増 (④)-1



兵庫県	姫路市	高砂市	加古川市	明石市	神戸市	芦屋市	西宮市	尼崎市	人口
-14,939	-1,040	-322	-87	+17	+4,303	-506	-763	-640	(参考) H29.1月～3月中旬の動き (県・近隣市)

(参考) H29.1月～3月中旬の動き (県・近隣市)

兵庫県	姫路市	高砂市	加古川市	明石市	神戸市	芦屋市	西宮市	尼崎市	人口
-14,939	-1,040	-322	-87	+17	+4,303	-506	-763	-640	(H29.4.1現在) ※国勢調査人口統計ホームページより

明石市の出生数の増加 (⑤)-1



合計特殊出生率(2015(H27)年): 明石市1.58
神戸市1.37 兵庫県1.48